

## 第4回大分県観光振興財源検討会議 委員意見

日時：令和7年12月15日10時～12時

場所：県庁舎本館2階 正庁ホール

項目	No	発言要旨
はじめに	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回は、「税制」と「導入後の運用」の2点について議論を進めたい。</li> <li>・まず1点目の「税制」について、納税義務者等といった項目については、大きな異論が出る部分ではないので、ここでの深い議論は不要と考える。</li> <li>・議論をお願いしたいのは、考え方方が分かれる可能性がある「税率」と「課税免除」の2点。これらについて、委員の皆様の考えを伺い、明確な方向性を示せればと思う。この他、徴収方法については宿泊事業者による特別徴収を前提。また、入湯税については市町村税であるが、支払う側の利便性や分かりやすさの観点も含めて考慮する必要があるという点は確認しておきたい。</li> <li>・次に2点目の「導入後の運用」について。</li> <li>・宿泊税の徴収を具体的に何に使用するのか、県と市町村の配分・連携をどう考えるか。そして、将来を見据えた制度の検証・見直しのあり方について議論を深めたい。</li> <li>・以上の「税制の組み立て」と「導入後の運用」の2点について、ご意見を伺いたい。</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税率についてだが、徴収する側の視点に立つと、段階が細分化されることによる事務負担がどの程度になるのか懸念。</li> <li>・2段階の案に対して、ヒアリング等で3段階案なども出ているようだが、負担と公平性のバランスにおいて何がベストなのか、皆様の意見を伺いながら見極めたい。事務局から説明のあった税率の考え方自体には納得している。</li> <li>・また、制度の詳細が見えてくることで、徴収の運用についても理解が深まっていく感じている。</li> <li>・委員長が言及したとおり、入湯税は宿泊税とは別の議論ではあるが、昭和23年から続く入湯税についても、なかなか本来の目的通りに使われていない現状がある。今回の宿泊税の議論を通じて関心が高まることで、入湯税も本来あるべき使われ方に見直されていくなど、税制全体の良い波及効果が生まれることを期待している。</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別府市の状況として、現在、入湯税の超過課税が導入されており、これらは宿泊料金に応じて細かく段階別に設定されている。ここに更に県の宿泊税が導入される場合、それも段階的定額制となる場合、既存の入湯税の段階と宿泊税の段階が複雑に重なり合うことになる。そうすると、現場のオペレーションが非常に煩雑になるため、市と県で調整を行い、事業者にとって分かりやすいシンプルな形に整理していただきたい。</li> <li>・別府市の入湯税超過課税分は令和5年に更新され、今後数年間（令和11年3月末まで）継続することが決まっている。この期間中に宿泊税がスタートすると、お客様への説明や徴収業務の負担が増大する。システム改修や広報など、導入時の混乱を避けるための十分な支援をお願いしたい。</li> <li>・使途についても、現在は入湯税の超過課税で、環境保護や、観光振興など、5つの柱を定めている。県の宿泊税もこれと目的が重複する部分が出てくると思うため、県と市で役割分担を整理する必要がある。その上で、宿泊税の使い道についても、「この目的のために使う」という柱を明確に示す必要がある。</li> <li>・例えば、別府の観光案内所（ワンダーコンパス）では「入湯税によって運営されています」と明示している。そのように納税者や徴収義務者が何に使われているかを実感できるような周知・表示の工夫が重要だと考える。</li> </ul>

	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率については、以前提示された段階的定額制を採用するという方向性で良いと考える。</li> <li>課税免除については、基本的には受益者負担の考えに基づき、例外規定はあまり設けない方が良い。税は簡素を旨としており、例外が増えると現場の窓口業務での判断が難しくなり、混乱を招く恐れがある。免除対象は、修学旅行生のように証明書等で明確に区分できるものに限定し、事業者にとっても判断に迷いがないシンプルな制度にすべき。</li> <li>徴税方法については、宿泊事業者を介した特別徴収以外には現実的な方法はないと考える。</li> <li>入湯税との関係については、入湯税の料金区分と宿泊税の区分にズレが生じている部分がある。ここをうまく調整・統一できるのであれば、そうした方がよい。</li> <li>税の使途について。集まった税収の一部は市町村へ交付される形になるが、その財源が確実に観光振興に使われるよう、目的を明確化する必要がある。新たな税を導入する以上、政策の明確化はもちろんのこと、事後にきちんとした検証を行うなど、納税者に対する説明責任を果たせる仕組み作りが必要。</li> </ul>
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、県下約 7,300 社の商工会員がいるが、コロナ禍や昨今の賃上げ、物価高騰などの影響により、経営環境は非常に厳しくなっている。実際、コスト増に対する価格転嫁がまだできていない事業者が全体の 8 割を超えていたのが現状。商工会としても事業計画作成の支援などを行い、全国でもトップクラスの実績を上げてはいるが、それでもまだ十分な状況ではない。</li> <li>税金の話になると、非常に敏感。会員の声を聞く限り、もし導入するのであれば、200 円が限度という意見が多く、この金額が一つのポイントになるのではと考えている。</li> <li>また、宿泊税の使い道については、制度開始後に「あ、このように変わったんだ」と実感できるようなものである必要がある。受け入れ環境の整備が一番重要。分かりやすい看板の設置などは説得力がある。</li> <li>さらに、自分のところの宿泊料金の価格転嫁すらできていないのに、税金だけはお客様から預からなければならないという点に、心理的な抵抗や矛盾を感じる事業者もいる。集まった税収を宿泊客の拡大に繋げるため、例えばクーポン券として還元するなど、事業者の売上に貢献するような使い方が、我々としては一番納得感があり、説得力があると感じている。</li> <li>課税免除については、資料に記載されている案で良いと考える。</li> </ul>
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率については、これまでの議論の通り、資料にある段階的定額制の方向で良いと考えている。基本的には分かりやすい案だと思う。ただ、大分市旅館組合での低価格帯の施設からは、負担感を懸念する声も上がっている。他県のように、宿泊料金 5,000 円未満は免除や減額といった、低価格帯の宿泊に対する配慮を検討していただきたい。</li> <li>税収の運用と市町村への配分について。単に宿泊者数の割合で配分するだけでなく、県がある程度リーダーシップをとって、重点項目や使い道の指針を決めてから配分した方が良いのではないか。そうすることで、規模の小さい市町村でも有効活用でき、観光振興に真に効果がある部分へフレキシブルに資金が回るようになると考える。</li> <li>最後に、検証体制について。これが一番大切だと考えるが、市町村に配分された税金が、目的に沿って適切に使われているかを、県や外部アドバイザーが入ってしっかりとチェックする体制が必要。宿泊事業者がお客様から苦労して徴収した税金によって、観光地として魅力的になった、導入して良かったと、実感できる施策になるよう、検証と改善を繰り返せる仕組み作りが必要。</li> </ul>

	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の検討会議に加え、別府市の検討会議にも関わっているため、連日多くの意見をいただいている。その中で、税率のあり方について、最近、東京都が「定率制（3%）」へ移行する方針を打ち出した。これを受け、「大分県も定率制（2%等）にすべきではないか」という意見が多く寄せられている。しかし、スケジュールを考えると、東京都は既に導入済みの状態での変更だが、大分県がこれから総務省協議を経て、定率制を導入するというのは、時間がかかるのではと懸念している。</li> <li>・従って、まずは現行案の段階的定額制でスタートし、見直しのタイミングで、定率制を検討するのが現実的ではないかと考える。対外的に合理的な説明ができれば、今の案で進めることに異論はない。</li> <li>・ただ、入湯税との関連について、別府市の入湯税は、料金区分のひとつが、「6,000円／6,001円」で分かれている。宿泊税の料金区分も、この6,000円のラインに合わせて統一していただきたい。宿泊税と入湯税で区切りの金額が異なると、現場の会計処理が非常に煩雑になる。</li> <li>・宿泊統計の数字以上に、別府市の宿泊客数は実態として450万～500万人規模あると考える。県全体の約半数を占めている別府の事業者が「事務負担軽減のために区分を統一してほしい」と願っているのが事実としてある。</li> <li>・制度を作るだけでなく、適正な徴収体制の確保も重要。違法に税を逃れる事業者がいないよう、県と市がタッグを組んでチェックし、厳正に対処できる体制構築を是非お願いしたい。</li> <li>・また、個人的な疑問として、基金による管理について、これは必ず基金化しなければならないものなのか。この点についても確認させてもらいたい。</li> </ul>
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常に丁寧な意見交換を進めていると評価。議論のフェーズは、「導入の是非」から「どのように導入し、どう使っていくか」という具体的な手続き論に移っていると認識。</li> <li>・「税率」について。東京都が3%の定率制へ移行するとの報道があり、魅力を感じるが、大分県においては、導入段階としては「段階的定額制」が適切だと考える。宿泊施設の負担を考慮すると、2～3段階の程度から始めるのが現実的ではないか。ただ、例えば2万円を分水嶺とした場合、税負担を避けるために宿泊料を1万9千円に値下げするといった行動が起こり得る。こうした価格への影響が極力出ないような制度設計が必要。</li> <li>・「課税免除」について。制度はシンプルであるべきであり、基本的には「免除なし」が良いと考える。修学旅行等への配慮が必要という点については理解しているが、宿泊税そのものを免除するのではなく、別の財源の政策で支援をするという考え方もある。</li> <li>・「運用」については、資料にある通り、観光推進体制・DMOの体制強化など、何に使うか、使途を明確化させることが重要。宿泊事業者のDX支援も盛り込まれていることは良いと考える。</li> <li>・市町村との役割分担については、今後、丁寧に色分けを明確にされたい。その中でもデータ活用や受入環境の整備はしっかりとしていく必要がある。特にデータは、県と市町村だけが取り組むのでは全く足りず、民間事業者とも協力して良いデータを作っていく、それを分析していくことが重要。</li> <li>・「検証」について。宿泊税は、入湯税以上に、戦略的な観光振興に活用できる財源。市町村へ配分する際、単にばらまきのように使うのではなく、効果が見込める事業に重点的に投資し、そこで得られた成功モデルを県内全域に横展開していくような使い方が望ましい。県レベルだけでなく、市町村においても宿泊税が適切に活用されているかのガバナンスは必要。</li> <li>・民泊も含め、全ての宿泊者が宿泊税を納税することが重要。</li> </ul>

	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊事業者が宿泊者にちゃんと宿泊税を納めることについて説明ができないといけない。入湯税であれば「温泉があるから払う。」と分かりやすい。「なぜ払うのか、何に使われるのか」を現場で宿泊者にきちんと説明がなされ、理解・納得のうえ支払ってもらうという状況をこれから作っていく必要がある。宿泊事業者にもしっかりと理解をしていただく必要がある。</li> <li>「運用」の仕方について。使途については様々な要望があるかと思うが、単に要望をボトムアップで積み上げていくというのではなく、県の観光戦略・計画にしっかりと紐づいた事業に充当し、P D C Aサイクルを回していくべき。基金があれば、複数年度で事業が出来る。</li> </ul>
追加発言	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>先ほど話題に出た税率について、自分は元々、「定率制」を支持していたが、導入当初は、段階的定額制でスタートすることに賛成。</li> <li>その上で提案だが、制度の見直し時期について、福岡県などの事例を参考に、最初は「3年後」に見直しを行い、その後は「5年ごと」にするという形が良いのではないか。東京都の定率制への見直しの件もあり、導入直後は様々な動きが出てくると思う。入湯税との調整等の課題も予想される。これから変化の激しい時期に、最初の見直しを「5年後」と空けるのは少し長すぎると感じた。</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>検証体制について。委員の皆様の話を伺い、やはりこの制度に対する「信頼」を得ることが何より重要だと改めて感じた。そのためには、ガバナンスをしっかりと機能させることができない。県や市町村だけで行うのではなく、外部委員なども含めた検証体制を構築し、適正に運用されていることをしっかりと見える化する。それが、事業者や宿泊者にとっての信頼につながると考える。この検証体制の部分を充実させることが非常に重要。</li> <li>見直し期間については、先ほどの委員の意見に賛成。世の中の変化のスピードは非常に速いため、当初案の「5年」という期間は少し長すぎる。最初の見直しは「3年」にするなど、もう少し短い期間で見ていく必要があるのではないか。</li> </ul>
最終まとめ	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>まとめ</li> <li>1点目は「税率」区分について。資料(23ページ)の案では、5,000円から2万円の部分が、大きなボリュームゾーンになっている。ボリュームゾーンを中心、その手前の価格帯、2万円を超える価格帯で設定を考える。</li> <li>2点目は、入湯税と宿泊税の関係性・目的について。入湯税は元来、温泉地、(多くは財政力の弱い地方)の環境衛生や鉱泉源保護のための財源確保として導入されたもの。この中で、「観光振興」という目的は後から追加されたもの。今回の宿泊税も、基本的な考え方は入湯税(宿泊客に応分の負担を求め、地域の発展に還元する)をベースにしていると言える。宿泊税の導入により「観光振興」の目的が重複することになるため、本来の入湯税のあり方や役割分担についても、これを機に議論を深める必要がある。</li> <li>3点目は、定率制か定額制かという点。理論的には定率制の方が、税収が伸びる可能性があるが、例えば「3,450円の3%」といった細かい端数計算が発生し、事業者の事務負担が非常に大きくなる。事業者の理解と協力を得るために、多少制度として不格好に見えても、事務負担の少ない「段階的定額制」を採用するのは現実的な判断だと思う。</li> <li>最後に、「基金」について。基金に積み立てることは、単年度主義を排し、その分野の重要性をアピールできるメリットがある。一方で、財源が特定用途に固定化され、財政全体の柔軟性や透明性が損なわれる(全体像が見えにくくなる。)というデメリットもある。基金化が無条件に良いわけではない。両面のメリット・デメリットを慎重に比較検討した上で判断すべき。</li> </ul>